

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

私立学校法施行令等における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の扱いについて（周知）

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）に関し、「犯罪被害者」と同性の者は、同法 5 条 1 項 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）及び私立学校法施行規則（昭和 25 年文部科学省令第 12 号）の犯給法第 5 条第 1 項の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈についても、各条項の規定の趣旨に鑑み、別紙のとおり整理し、文部科学大臣所轄学校法人担当課に周知したところです。

つきましては、別紙を参考として、所轄の学校法人に対して引き続き適切に指導されるようお願いします。

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

私立学校法施行令等における「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の扱いについて（周知）

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）に関し、「犯罪被害者」と同性の者は、同法 5 条 1 項 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）及び私立学校法施行規則（昭和 25 年文部科学省令第 12 号）において犯給法第 5 条第 1 項の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈についても、各条項の規定の趣旨に鑑み、下記の通り整理したのでお知らせいたします。

記

1. 私立学校法施行令及び私立学校法施行規則における対象規定の解釈等

私立学校法施行令第 1 条第 3 号の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」及び私立学校法施行規則第 12 条第 1 号の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係」（以下「対象規定」という。）には、「同性パートナー」を含むと解する。対象規定の運用に当たっては、個人の性的指向が当該個人の意思に反して明らかになることがないよう、以下の 2.において記載するとおり、個人のプライバシー保護の観点から慎重に行うものとする。

2. 対象規定に係る運用方法について

（1）私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 31 条第 6 項等に規定する特別利害関係に係る文部科学省における確認は、従前のとおり、学校法人設立や役員等変更にあたり法人等から提出される「誓約書」をもって行うものとし、特別利害関係のうち、どの事項に該当するのかの確認は行わないこととすることから、当該役員等又は役員等候補者の意思

に反して、必要以上の情報を収集することがないように留意されたい。

(2) 対象規定への抵触が疑われる場合の学校法人及び文部科学省における対応については、異性同士の場合と同性同士の場合とで基本的にその事実認定の方法や要件が変わることはなく、同性同士の場合も、一般的な要件である、①居住実態に係る事情、②生計の同一・維持の關係に係る事情、③周囲の者の認識に係る事情、を総合考慮して判断することが考えられるが、以下の点に留意されたい。

ア ①（居住実態に係る事情）については、例えば、対象者に係る「住民票」や「賃貸借契約書」等を確認することが考えられる。対象者が法人等に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。

イ ②（生計の同一・維持の關係に係る事情）については、例えば、対象者に係る金銭の送金状況などを確認することが考えられる。同性パートナーの存在が疑われる場合でも、当該情報からはその内容だけで性的指向を推測させるものではないと考えられ（私立学校法施行令第1条第4号の「生計を維持する者」又は私立学校法施行規則第12条第3号の「生計を維持する關係」若しくは同条第5号の「生計を一にする關係」に該当すると判断される可能性も残る。）、対象者が法人等に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。

ウ ③（周囲の者の認識に係る事情）については、報道事実、本人による過去の発言等の明らかな事実がある場合を除き、例えば、対象者の近親者等に申述の事実の有無等を確認することも考えられるが、こうした方法は、本人の性的指向が第三者によってカミングアウトされることにつながるおそれがある。そのため、上記①及び②からは正確な事実確認を行うことができなかった場合に限り、本事項の確認をするものとする。その際、確認の範囲、方法などについては、プライバシー保護の観点に特に留意する。

(3) 文部科学省において、本事務連絡の発出時点において現存する学校法人に対して、当該学校法人の理事等が本事務連絡の解釈に抵触するか否かについての調査等を行うことは想定していない。また、本事務連絡の発出時点より前から在籍している学校法人の理事等が、本事務連絡の解釈に抵触していることが判明した場合でも、本事務連絡発出時点から最初に到来する当該理事等の任期の満了する時までは、当該理事等の交代を求めることも想定していない。

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp